

施策カルテ

1 施策の位置付け

総合計画 政策の柱		市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	愛情豊かに子どもたちを育む	取組の 基本方向	「愛情豊かに子どもたちを育む」ため、子どもの社会的な養育環境を整備するための「児童健全育成環境の充実」、すべての子育て家庭が安心して子どもを育てられる環境の整備を進めるための「子育て支援の充実」、ひとり親家庭等の自立と安定した生活を確保するための「ひとり親家庭等への支援充実」、子どもの人権を尊重するための「子どもへの虐待防止対策の強化」に、重点的に取り組めます。	政策目標 (基本施策目標)	家庭、地域、事業者、行政等の十分な連携のもとで、市民が安心して子どもを生み育てています。
--------------	--	---------------------------	----------------	---------------	-------------	--	------------------	--

2 施策の現状と達成状況、課題の抽出

①施策名	ひとり親家庭等への支援充実						H19:基準	H20	H21	H22	H23	H24:目標	達成率 (%)									
	施策指標(単位)													-----	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値			
②施策目標	ひとり親家庭等が自立し、安定した生活を送っています。						実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	-----										
③施策を 取巻く環境	国・県等の 動向	母子家庭等の自立を促進するため、高等技能訓練促進費や在宅就業支援事業などの就業支援や相談機能の充実などが図られるなか、平成22年4月には「子ども手当」の創設、平成22年8月からは父子家庭も児童扶養手当の支給対象になるなど、ひとり親家庭を含む子育て世帯に対する支援が拡充された。						④ 施策の 達成状況	指標① (総合計画 に基づく指 標)	ひとり親家庭支援施策による就業件数						-----	37	41	45	49	53	77.4%
		税制改正による年少扶養控除の廃止、さらに、平成23年10月以降の子ども手当制度が不透明であることから、ひとり親家庭を含む子育て世帯の所得減少が懸念されている。								33	30	49	41	-----								
	外部意見 その他	離婚の増加や家族形態の多様化に伴い、母子・父子家庭、寡婦のひとり親家庭等が増加している。また、ひとり親家庭においては、子育てと就労をひとりで担うため、経済的にも生活面においても厳しい状況にある。特に母子家庭の母は、就業経験不足もあり、大半が、不安定な非正規雇用の就業形態となっているため、経済的に安定した就業に就けるよう自立に向けた効果的な支援策が必要とされている。								-----	-----	-----	-----	-----	-----	#DIV/0!						
										-----	-----	-----	-----	-----	-----	#DIV/0!						
⑤ 市民意識調査結果													⑦ 現状分析と課題の抽出									
市民の 施策満足 度	16.0%		市民の 施策重要 度	66.6%		達成度 (単年度目標)	達成している (90%以上)	● 概ね達成 (70%~90%未満)	達成していない (70%未満)	説明	手当の支給をはじめ、子育てや就業など幅広く、総合的な支援に取り組んでいるものの、個別の状況に応じた相談支援や必要な支援策の情報の提供を、さらに強化していく必要がある。	③⑤⑥を 踏まえた分析	成果が 見られる 点	母子家庭自立支援給付費補助金事業による支給件数は増加しており、施策目標は概ね達成している。特に、高等技能訓練促進費支給件数が31件(H21)⇒43件(H22)と増加しており、おおむね2~3年後の就業件数増加も期待できる。								
必要性・緊急性 (住民・社会ニーズ)	● 増加している		横ばい	減少している	説明	ひとり親家庭等は、離婚の増加や家族形態の多様化に伴い増加している。生計の基盤が弱く中で、自立して安定した生活を営むための支援の必要性は高まっている。	改善の 必要な 点	「宮っこ子育て・子育て応援プラン」に基づき、自立支援策を展開してきたところであるが、ひとり親家庭は一人で子育てを担うため、パートなどの不安定な就労形態が多いなど、ひとり親家庭等を取り巻く子育てや就業などの環境は依然として厳しいことから、関係機関と連携した就業機会の確保、職業能力の開発支援、緊急時でも安心して子育てと仕事の両立ができる保育サービスの充実など、総合的な自立支援策を推進していく必要がある。														
適切性 (適切な事務事業 の選択、実施)	● 十分である		● 不十分な事業が 一部ある	不十分な事業が 複数ある	説明	就業・自立を図るためには、その間の生活の安定が必要であることから、セーフティネットを確保しつつ、資格取得のための費用の助成や、雇用条件のよい就業に結びつくための相談支援などを効果的に組み合わせ実施していく必要がある。																
有効性 (政策目標への効果)	● 十分である		● やや不十分である	不十分である	説明	ひとり親家庭等は、子育て、就業、経済面など、生活全般において問題を抱えていることから、関係機関との連携による、総合的な自立支援策の推進は有効である。																

3 今後の取組方針

⑧取組の 考え方	総論	ひとり親家庭は、就業と子育てをひとりで担うため、経済的自立が困難な状況にあることから、「宮っこ子育て・子育て応援プラン」に計上した事業に基づき、母子家庭の母が、資格取得をする際の費用の助成や講習会の開催、企業やハローワークと連携した就業支援や育児支援である母子家庭等日常生活支援事業など、総合的なひとり親家庭の自立支援策を推進していく。	⑨政策評価 会議意見	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等の自立と安定した生活を確保するため、保育や子育てなどの生活面はもとより、関係機関との連携を図り、就業支援など総合的な子育て・生活支援を推進する。 母子家庭自立支援給付費補助金事業などにより、母子家庭の母の職業能力等を高めることで、収入が不安定な母子家庭の自立促進を図る。 子ども手当の創設や児童扶養手当の父子家庭へ対象拡大がされたことに伴い、これまで本市独自で実施してきたひとり親家庭に対する現金給付を見直し、新たな自立支援策への転換を図る。
	重点事業	母子家庭自立支援給付費補助金事業は、収入が不安定な母子家庭の自立に向けた事業として非常に効果があることから、今後も推進していく。		
	見直し事業	子ども手当の創設や児童扶養手当の父子家庭への拡大に伴い、本市独自に実施してきたひとり親家庭に対する各種手当の現金給付を見直し、新たな自立支援策への転換を図る。		

4 施策を構成する事務事業一覧

No.	事業名	対象者	開始年度	活動指標等	H21	H22	H21	H22	重点度 (A~C) ※施策目標 に対する 寄与度	事業の 方向性	施策目標を達成するための取組方針
					目標値	目標値	事業費 (千円)	事業費 (千円)			
1	母子家庭自立支援給付費補助金 担当課 子ども家庭課	母子家庭の母で児童扶養手当支給の所得水準であり、事前相談により支給が必要と認められたもの。	H16	自立支援教育訓練給付金支給件数	50	60	31,148	62,217	A	継続	多くの母子家庭の母は、就業経験が乏しく、就労と子育てをひとりで担うため、非正規雇用など不安定な雇用形態にあることから、職業能力を高め、就業及び経済的自立を図る有効な支援策として推進していく。
				高等技能訓練促進費支給件数	40	50					
2	母子父子家庭福祉対策事業 担当課 子ども家庭課	母子・父子家庭及び寡婦	S50	家庭生活支援員派遣家庭数、 ホームヘルパー養成講習会受講者数、 特別相談事業相談件数、生活講座参加者数	124	124	4,092	4,425	A	拡大	ひとり親家庭は、就労と子育てをひとりで担うため、その両立が困難な家庭が多くみられることから、安心して就業・自立に取り組め、雇用の安定が図られるよう、平成23年度から、企業との連携による就労支援事業を実施していく。
					75	69					

様式 2

4 施策を構成する事務事業一覧

No.	事業名		対象者	開始年度	活動指標等	H21	H22	H21	H22	重点度 (A~C) ※施策目標 に対する 寄与度	事業の 方向性	施策目標を達成するための取組方針
						目標値	目標値	事業費	事業費			
						実績値	実績値	(千円)	(千円)			
3	ひとり親家庭医療費助成		18歳到達後年度末までの児童と、その児童を養育している者。	S51	助成件数	36,379	46,933	107,511	98,782	A	継続	ひとり親家庭等の親と子どもの病気の早期発見と早期治療を促し、健康増進を図るとともに、ひとり親家庭等の医療費の負担軽減を図ることにより、安心して子育てができる環境づくりを進めていく。
	担当課	子ども家庭課				40,546	38,809					
4	遺児手当（扶助費）		市内に住所を有し、父母の一方または両方が死亡した児童（義務教育終了前）を監護・養育している者。	S44	受給対象児童数（人）	259	237	8,535	9,000	B	見直し	ひとり親家庭が将来にわたり自立していくためには、就業支援や保育・子育てにおける生活面への支援など、総合的な自立支援策が必要であることから、本市独自に実施してきた現金給付を見直し、新たな就業・自立支援策への転換を図る。
	担当課	子ども家庭課				237	250					
5	児童福祉手当（扶助費）		市内に住所を有し、死亡以外の事由で父母の一方又は両方の養育を受けられない児童（義務教育終了前）を監護・養育している者。	S46	受給対象児童数（人）	3,844	3,844	135,354	140,976	B	見直し	ひとり親家庭が将来にわたり自立していくためには、就業支援や保育・子育てにおける生活面への支援など、総合的な自立支援策が必要であることから、本市独自に実施してきた現金給付を見直し、新たな就業・自立支援策への転換を図る。
	担当課	子ども家庭課				3,759	3,916					
6	母子家庭等援護費支給（扶助費）		遺児手当または児童福祉手当を受給していて、12月1日において引続き3ヵ月以上市内に住所を有している者。	S50	受給世帯数（世帯）	2,750	2,750	40,530	43,860	B	見直し	ひとり親家庭が将来にわたり自立していくためには、就業支援や保育・子育てにおける生活面への支援など、総合的な自立支援策が必要であることから、本市独自に実施してきた現金給付を見直し、新たな就業・自立支援策への転換を図る。
	担当課	子ども家庭課				2,702	2,924					
7	母子家庭等への入学祝金の支給（扶助費）		遺児手当または児童福祉手当を受給していて、小・中学校に入学する児童がいる者。	S50	受給対象児童数（人）	636	636	9,165	8,595	B	見直し	ひとり親家庭が将来にわたり自立していくためには、就業支援や保育・子育てにおける生活面への支援など、総合的な自立支援策が必要であることから、本市独自に実施してきた現金給付を見直し、新たな就業・自立支援策への転換を図る。
	担当課	子ども家庭課				611	573					
8	母子福祉資金貸付事業費		母子家庭の母及びその児童	H8	貸付件数（件）	287	287	95,641	77,701	B	継続	生活が不安定な母子家庭や、自立に向けた活動を行う母子家庭への利用を促進するため、窓口での案内や市ホームページ等により、本制度の周知徹底を図る。
	担当課	子ども家庭課				201	175					
9	寡婦福祉資金貸付事業費		寡婦及びその子	H8	貸付件数（件）	5	5	2,180	648	B	継続	生活が不安定な寡婦や自立に向けた活動を行う寡婦への利用を促進するため、窓口での案内や市ホームページ等により、本制度の周知徹底を図る。
	担当課	子ども家庭課				5	1					
10	母子相談員及び母子父子協力員		母子家庭の母及び父子家庭の父	H8	相談件数（件）	5,751	5,751	4,328	3,863	B	見直し	母子自立支援員として効果的な支援が実施できているため、平成23年度から、母子父子協力員は廃止し、母子自立支援員事業とする。今後は、相談支援活動の展開や母子自立支援員の研修等、更に経済支援（母子寡婦福祉資金貸付）については、償還指導の手法も含めた支援の展開を図る。
	担当課	子ども家庭課				7,801	5,014					
11	身元保証人確保対策事業		母子生活支援施設に入所中または退所した子どもや女性	H19	契約件数（件）	1	1	0	0	B	継続	身元保証人の確保による母親や子どもの社会的自立を促進する。
	担当課	子ども家庭課				0	0					
12	母子寡婦福祉資金貸付事務費		母子寡婦福祉資金に係る事務費	H8	事務費（千円）	10,519	2,257	7,497	1,583	C	終了	平成22年度をもって、当該貸付金の電算管理システムの導入が完了したことから、本事業は終了とする。今後、電算管理システムを十分に活用し、引き続き事務の効率化とサービスの向上に努める。
	担当課	子ども家庭課				7,497	1,583					
施策事業費合計								445,981	451,650			